2018年5月21日

日本小児循環器学会

治験推進活動のフローチャート

* 治験支援活動依頼者（以下、依頼者）は、日本小児循環器学会（以下、学会）に「治験支援申請書」を提出する。
* 依頼者は、学会と「秘密保持基本契約」および「支援業務に係る契約」を締結する。

「支援業務に係る契約」には、各支援業務（「Stage 1」等の大項目）の基本費用を記載する。

* 契約締結後、依頼者は「基本費用」を支払う。
* 契約締結後、学会は支援業務内容を踏まえて、プロジェクト・チームを編成する。
* 依頼者とプロジェクト・チームは、治験の状況、ニーズ等を踏まえて、必要な支援業務（「対象患者数の調査」等の小項目）の検討を行う。
* 学会の支援業務が決まったら、具体的な支援業務と金額を記載した覚書を締結する。
* 覚書締結後に、依頼者は「追加費用」を学会に支払う。
* 依頼者の支払後に、学会は支援業務を実施する。
* 支援活動終了後に、追加費用の過不足がある場合は精算する。